

資料集

第1回（令和元年6月5日開催）
東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会
資料1

東村山市児童館・児童クラブの 現状と課題について

— 目次 —

1. 東村山市の状況について	P.2
(1) 東村山市の概要	
① 市の沿革	
② 市の地理	
(2) 東村山市の人口動態	
2. 東村山市の児童館・児童クラブについて	P.5
(1) 児童館・児童クラブの施設状況	
(2) 児童館の事業概要	
① 児童館	
② 児童館ネットワーク事業	
(3) 児童クラブの事業概要	
① 児童クラブ	
(4) 児童館・児童クラブに関連するその他の事業	
① おひさま広場	
② 放課後子ども教室（教育委員会所管）	
3. これまでの取り組みと課題について	P.15
(1) これまでの経過	
(2) 施設整備について	
(3) 運営体制について	
(4) その他既存サービス等について	

1. 東村山市の状況について

(1) 東村山市の概要

① 市の沿革

東村山市は、昭和 39 年 4 月に東京都で 13 番目の市として誕生しました。恵まれた鉄道交通の利便性を背景に、市外から戸建て持ち家志向のファミリー世帯等の転入が進み、平成 23 年度には人口 153,000 人を超えるなど発展を続けてきました。

平成27年における年齢3区分別人口構成比（年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上））について多摩地域25市と比較すると、東村山市の年少人口は高い方から12番目、生産年齢人口は18番目、老年人口は6番目と多摩地域のなかでも比較的高齢化が進んでいる状況にあります。

② 市の地理

東村山市は東京都の北西部、都心部から約 30km の圏内に位置しており、市域の北側は埼玉県所沢市、東側は清瀬市と東久留米市、南側は小平市、西側は東大和市に接しており、多摩地域の 26 市中 13 番目の広さとなっています。

年齢 3 区分別人口構成比の都市間比較（平成 27 年）

年少人口(0～14歳)		生産年齢人口(15～64歳)		老年人口(65歳以上)	
順位	市名	順位	市名	順位	市名
1	稲城市	1	小金井市	1	あきる野市
2	武蔵村山市	2	武蔵野市	2	清瀬市
3	府中市	3	三鷹市	3	東久留米市
4	東大和市	4	国分寺市	4	青梅市
5	あきる野市	5	国立市	5	多摩市
6	町田市	6	調布市	6	東村山市
7	羽村市	7	府中市	7	町田市
8	日野市	8	福生市	8	東大和市
9	小平市	9	稲城市	9	八王子市
10	清瀬市	10	狛江市	10	昭島市
11	昭島市	11	小平市	11	武蔵村山市
12	東村山市	12	西東京市	12	狛江市
13	調布市	13	立川市	13	福生市
14	東久留米市	14	羽村市	14	日野市
15	立川市	15	昭島市	15	羽村市
16	八王子市	16	日野市	16	西東京市
17	西東京市	17	八王子市	17	立川市
18	三鷹市	18	東村山市	18	小平市
19	多摩市	19	多摩市	19	国立市
20	国分寺市	20	東大和市	20	武蔵野市
21	青梅市	21	青梅市	21	国分寺市
22	小金井市	22	町田市	22	三鷹市
23	国立市	23	東久留米市	23	調布市
24	狛江市	24	武蔵村山市	24	府中市
25	武蔵野市	25	清瀬市	25	小金井市
26	福生市	26	あきる野市	26	稲城市
	市部平均		市部平均		市部平均

出典：東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略

(2) 東村山市の人口動態

東村山市の人口は、市制施行以来増加傾向にありましたが、平成23年7月をピークに減少傾向にあり、平成31年1月1日時点では150,789人となっています。平成28年3月に策定した「東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略」では、今後、平成57年頃までは老年人口（65歳以上）が高い伸びを見せる一方、年少人口（14歳以下）はすでに減少段階に入っており、少子高齢化がますます進むものと予想しています。

また、当市統計から東村山市の人口動態を見ると減少傾向にはあるものの、近年は151,000人あたりで推移をしています。

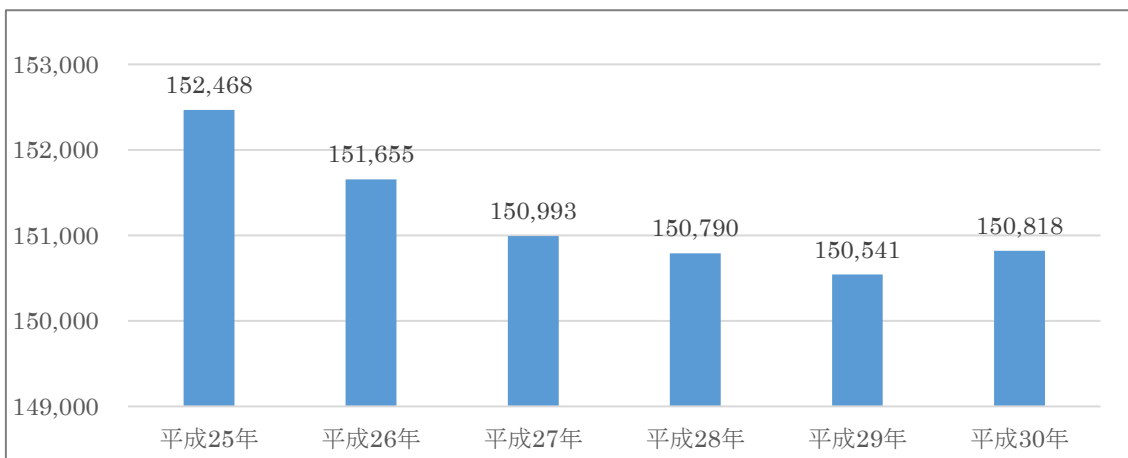
現行の東村山市人口ビジョンでは、児童クラブの利用対象となる小学生の人口動態を見ると近年は微増傾向にありましたが、就学前児童は減少傾向にあることから、平成30年をピークに小学生は減少に転じるものと推計されています。

【東村山市における人口の減少段階】

		実績値		推計値								
		平成22年	平成27年	平成32年	平成37年	平成42年	平成47年	平成52年	平成57年	平成62年	平成67年	平成72年
年少人口	実数(人)	20,077	19,143	18,689	17,503	16,463	15,759	15,468	15,217	14,861	14,343	13,722
(0～14歳)	対平成22年比	100.0	95.3	93.1	87.2	82.0	78.5	77.0	75.8	74.0	71.4	68.3
生産年齢人口	実数(人)	98,937	94,516	93,574	92,662	89,956	85,435	79,026	74,693	71,555	69,482	67,493
(15～64歳)	対平成22年比	100.0	95.5	94.6	93.7	90.9	86.4	79.9	75.5	72.3	70.2	68.2
老年人口	実数(人)	33,297	37,753	39,836	40,609	42,212	44,775	48,457	49,734	49,499	47,528	44,824
(65歳以上)	対平成22年比	100.0	113.4	119.6	122.0	126.8	134.5	145.5	149.4	148.7	142.7	134.6
総数	実数(人)	152,311	151,412	152,099	150,774	148,631	145,969	142,951	139,644	135,915	131,353	126,039
	対平成22年比	100.0	99.4	99.9	99.0	97.6	95.8	93.9	91.7	89.2	86.2	82.8

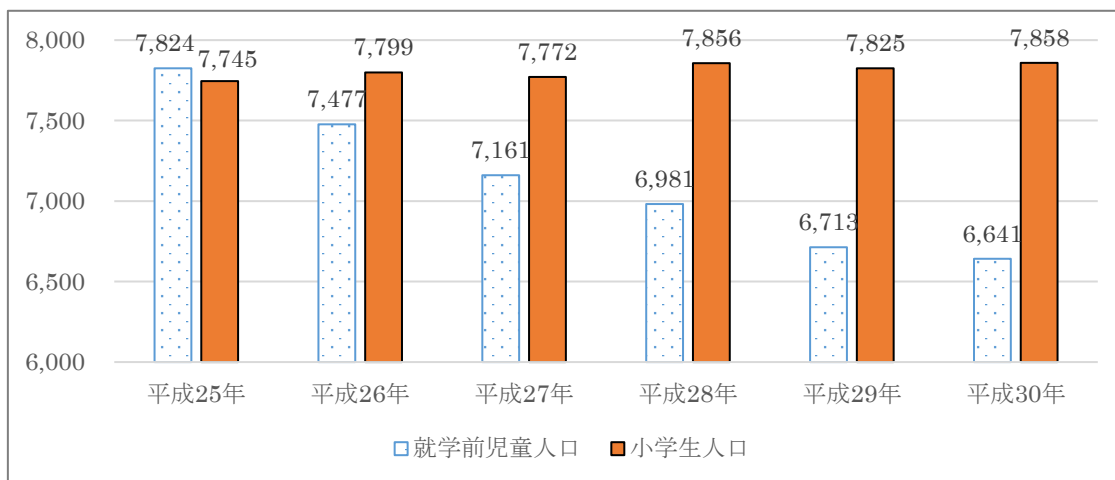
出典：東村山市人口ビジョン・東村山市創生総合戦略

【東村山市全体の人口動態（人）（各年4月1日時点）】



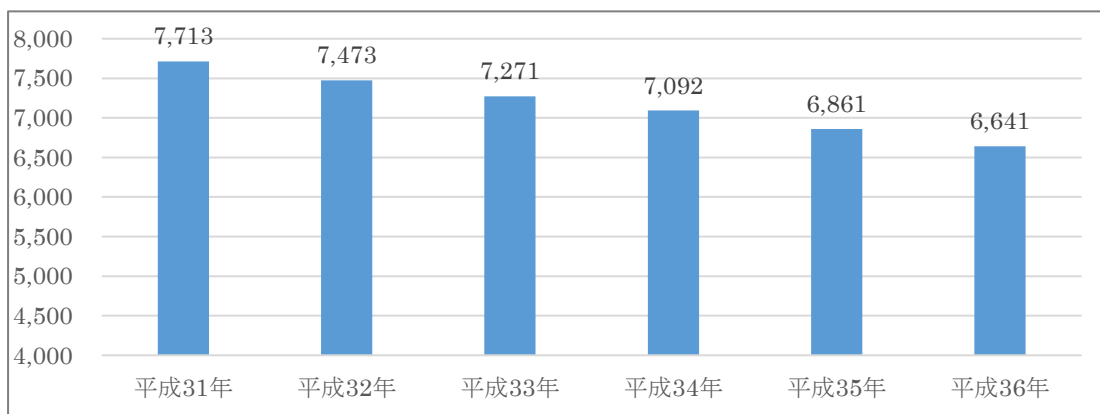
出典：市ホームページ 東村山市の統計

【就学前児童人口と小学生人口の動態（人）（各年4月1日時点）】



出典：市ホームページ 東村山市の統計

【今後の小学生人口の推計（人）（平成30年4月1日時点の人数より推計）】



出典：市ホームページ 東村山市の統計

2. 東村山市の児童館・児童クラブについて

(1) 児童館・児童クラブの施設状況

東村山市内には児童館が5施設、児童クラブが25か所あります。

児童館は、0～18歳未満の児童と、未就学児の保護者が利用する施設で、市内に5つある子育てエリア（東部、北部、中部、南部、西部）にそれぞれ1施設ずつ配置されています。

児童クラブは、小学校低学年の利用者が中心となる事業であり、小学校の学区域内に1か所以上あることが一般的に望ましいとされています。当市には15の小学校があり、それぞれの学区域に1～2か所の児童館育成室または児童クラブが設置されています。今後、児童クラブの新規施設を整備する場合についても、当該小学校の児童数などに鑑み、施設を整備していくことになります。

東村山市の児童館・児童クラブの特徴の一つとして挙げられるのが、児童館と児童クラブの密接な関係性です。児童クラブは、東村山市の5つの子育てエリアごとにブロックを形成し、それぞれのエリアにある児童館を中心としながら、エリア単位で運動会を実施するなど、地域に沿った事業展開を図っています。

また、児童館の児童厚生員、児童クラブの放課後児童支援員が連携を図ることで、お互いの事業の強化・発展につなげています。

なお、今ある5つの児童館はいずれも平成の早い時期に整備されたため、施設・設備の更新が今後の課題の一つとなっています。また、児童クラブにおいても、最も古い富士見児童クラブは整備後34年が経過しており、こちらも施設・設備の更新が課題の一つとなっています。

【東村山市の子育てエリア】

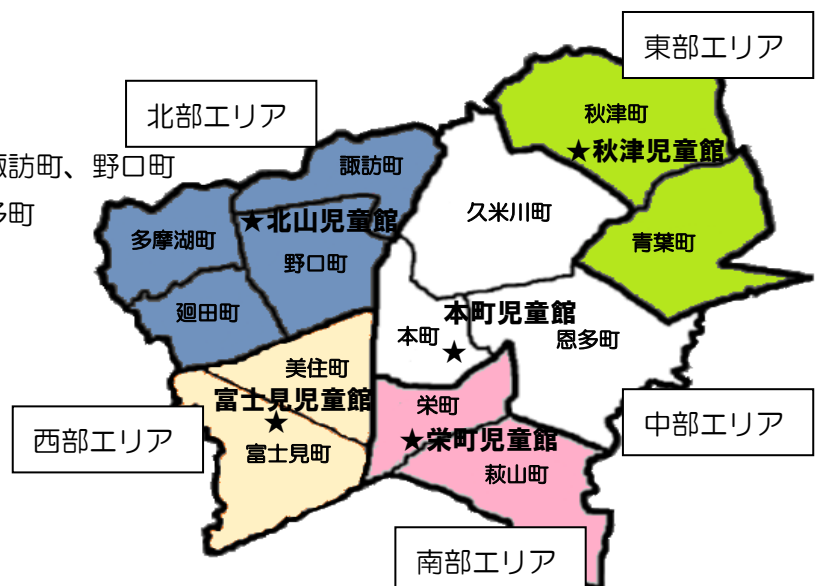
東部エリア：秋津町、青葉町

北部エリア：廻田町、多摩湖町、諏訪町、野口町

中部エリア：本町、久米川町、恩多町

南部エリア：萩山町、栄町

西部エリア：美住町、富士見町



【児童館：5 施設】

	施設名	所在地	建築年	構造
1	本町児童館	本町 4-19-26	平成 8 年	鉄筋コンクリート
2	秋津児童館	秋津町 3-51-25	平成 4 年	鉄筋コンクリート
3	栄町児童館	栄町 3-14-1	平成 2 年	鉄筋鉄骨コンクリート
4	富士見児童館	富士見町 5-4-51	平成 3 年	鉄筋コンクリート
5	北山児童館	野口町 3-26-2	平成 7 年	鉄筋コンクリート

【児童クラブ：25 か所】

	施設名	所在地	建築年	構造
1	本町児童館育成室	本町 4-19-26	平成 8 年	鉄筋コンクリート
2	第1久米川児童クラブ	久米川町 4-11-19	平成 10 年	木造
3	第2久米川児童クラブ	久米川町 4-11-22	平成 22 年	軽量鉄骨
4	久米川東児童クラブ	久米川町 2-44-3	平成 15 年	木造
5	第1野火止児童クラブ	恩多町 5-45-4	平成 20 年	木造
6	第2野火止児童クラブ	恩多町 5-45-4	平成 28 年	軽量鉄骨
7	秋津児童館育成室	秋津町 3-51-25	平成 4 年	鉄筋コンクリート
8	第1秋津東児童クラブ	秋津町 4-35-68	平成 22 年	軽量鉄骨
9	第2秋津東児童クラブ	秋津町 4-35-68	平成 22 年	軽量鉄骨
10	第1青葉児童クラブ	青葉町 2-35-11	平成 22 年	軽量鉄骨
11	第2青葉児童クラブ	青葉町 2-35-11	平成 22 年	軽量鉄骨
12	栄町児童館第1育成室	栄町 3-14-1	平成 2 年	鉄筋鉄骨コンクリート
13	栄町児童館第2育成室	栄町 3-14-1	平成 2 年	鉄筋鉄骨コンクリート
14	第1萩山児童クラブ	萩山町 4-16-5	平成 21 年	木造
15	第2萩山児童クラブ	萩山町 4-16-5	平成 21 年	木造
16	第1東萩山児童クラブ	萩山町 5-7-18	平成 2 年	木造
17	第2東萩山児童クラブ	萩山町 5-7-18	平成 22 年	木造
18	富士見児童館育成室	富士見町 5-4-51	平成 3 年	鉄筋コンクリート
19	富士見児童クラブ	富士見町 5-4-56	昭和 60 年	木造
20	南台児童クラブ	富士見町 1-16-1	平成元年	木造
21	北山児童館育成室	野口町 3-26-2	平成 7 年	鉄筋コンクリート
22	第1回田児童クラブ	廻田町 3-12-6	平成 5 年	鉄筋コンクリート
23	第2回田児童クラブ	廻田町 3-28-1	昭和 41 年	鉄筋コンクリート
24	第1化成児童クラブ	諏訪町 1-4-1	平成元年	木造
25	第2化成児童クラブ	諏訪町 1-4-31	平成 22 年	軽量鉄骨

出典：財産表並びに事務報告書
(一部所管課加筆)

(2) 児童館の事業概要

① 児童館

児童館は、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号）に掲げられた精神及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の理念にのっとり、18歳未満のすべての子どもを対象として、子どもの心身の健やかな成長、発達及びその自立が図られることを地域社会のなかで具現化する児童厚生施設です。

平成30年10月1日に改正された「児童館ガイドライン」では、児童館における遊び及び生活を通じた健全育成には、子どもの心身の健康増進を図り、知的・社会的適応能力を高め、情操を豊かにするという役割があり、児童館には以下の3つの特性があるとされています。

ア) 拠点性

児童館は、地域における子どものための居場所であると同時に、地域の子どものことを考える方たちにとっての活動場所であり、地域の拠点となります。

イ) 多機能性

児童厚生員は、児童館において子どもが自由に時間を過ごし遊ぶ中で、子どもの様々な課題に直接かかわり、一緒に考え対応するとともに、必要に応じて関係機関に橋渡しをするなどの役割を担います。

ウ) 地域性

児童館のみならず、地域の住民や、子どもに係わる関係機関等と連携して、地域における子どもの健全育成の環境づくりを進める役割を担います。

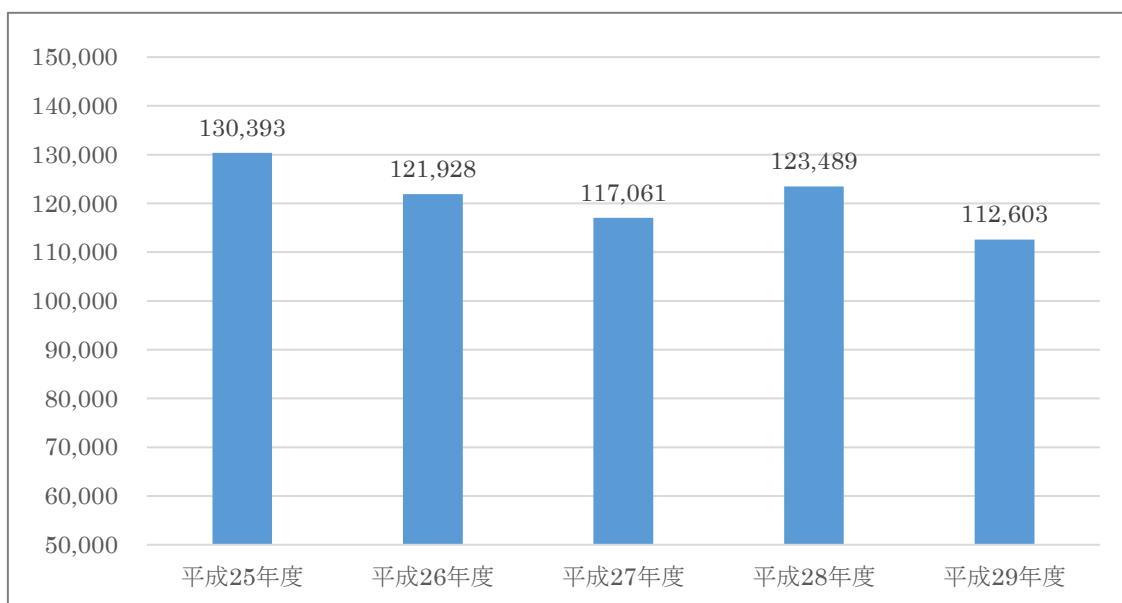
東村山市では、5つの子育てエリア（東部、北部、中部、南部、西部）にそれぞれ1施設ずつ児童館があり、それぞれのエリアの実状に応じた地域の子育て施策を展開しています。

【東村山市立児童館 概要】

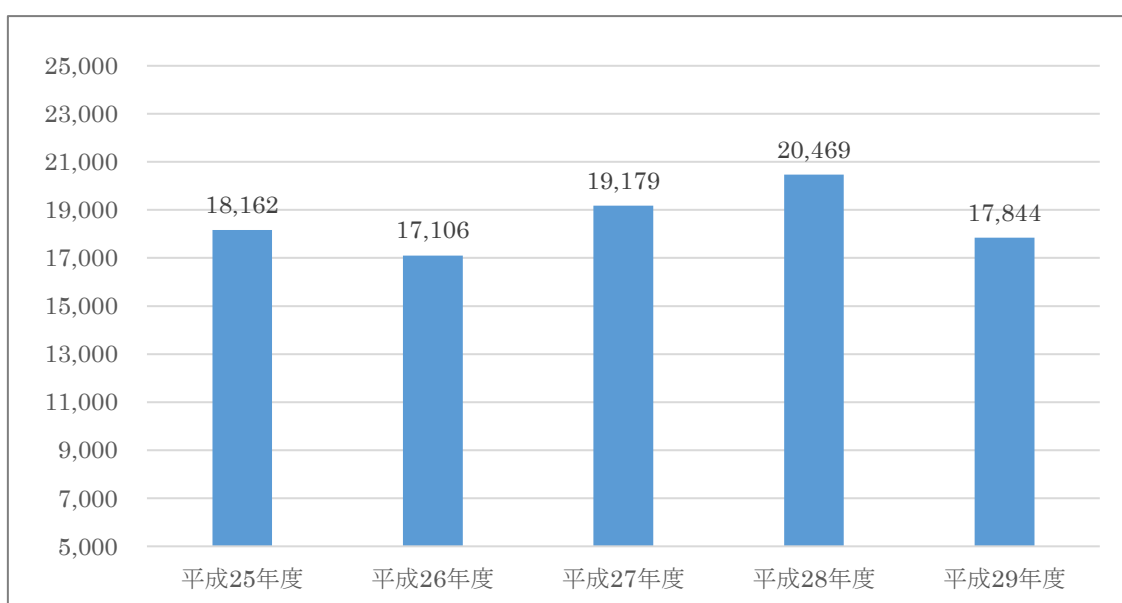
施設数	5施設（公営）
利用人数	延べ130,447人（平成29年度 ※育成室利用児童を除く）
利用対象児童	0～18歳未満の児童、未就学児は保護者同伴
職員	児童厚生員、体力増進指導員、補助員
開館時間	平日・土曜 9時30分～17時45分 日曜・祝日 9時～17時
休館日（※）	12月29日～1月3日 富士見児童館は月曜日と祝日が重なった日

※日曜・祝日・振替休日は、施設の一部が使用できます。

【児童館一般来館者数（年間延べ人数）】



【児童館日曜祝日開館の来館者数（年間延べ人数）】



② 児童館ネットワーク事業

東村山市では、市全体の子育て支援や児童の健全育成を目的として、市内に 5 施設ある児童館と 25 の児童クラブが協力して、各種イベントを通じて児童の健全育成に関する様々な取り組みを行っています。平成 30 年度の主な取り組みとして、あそぼう会や新春将棋大会、親子観劇会などを行っているほか、児童クラブと高齢者施設との異世代交流会なども実施しています。

【平成 30 年度の主な取り組み例】

イベント名	時期	場所
あそぼう会	平成 30 年 6 月 2 日（土曜）	富士見児童館・富士見公民館・都立中央公園
夏の工作教室	平成 30 年 7 月末～8 月初旬	本町児童館 秋津児童館 栄町児童館 富士見児童館 北山児童館の各館
親子観劇会	平成 30 年 12 月 8 日（土曜）	東村山市中央公民館ホール
新春将棋大会	平成 31 年 1 月 4 日（金曜）	本町児童館

(3) 児童クラブの事業概要

① 児童クラブ

東村山市における児童クラブ事業は、児童福祉法第6条の3第2項に規定されている放課後児童健全育成事業を指します。保護者の適切な監護に欠ける小学校に就学している児童を対象として、家庭、地域等との連携のもと、児童の発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣等の確立等を図り、放課後における危険防止と健全育成を目的として行っています。

児童クラブでは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令第63号）」に基づく「放課後児童支援員」という有資格者が中心となって児童の育成支援にあたり、児童クラブのなかでは、おもに以下の役割を担います。

- ・児童が自ら進んで通い続けられるように援助する。
- ・児童の出欠と心身の状態を把握し、適切に援助する。
- ・児童自身が見通しをもって主体的に過ごせるようにする。
- ・児童クラブでの生活を通して、日常生活に必要な基本的な生活習慣を習得できるようにする。
- ・発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるようにする。
- ・自分の気持ちや意見を表現することができるよう援助し、児童クラブの生活に主体的に関わることができるようにする。
- ・放課後の時間帯に栄養面や活力面から必要とされるおやつを適切に提供する。
- ・児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急的に適切な対応ができるようにする。
- ・児童の様子を日常的に保護者に伝え、家庭と連携して育成支援を行う。

この放課後児童支援員をはじめとする児童の保育にあたる職員については、国の基準省令では支援の単位ごとに2人以上の配置が求められていますが、東村山市では、独自に3人以上の配置を条例で定めています。

また、障害児については、各施設2～3名の受け入れを行っており、2～3名に1名の職員の加配を行っています。

また、平成27年度からは、これまで小学3年生までとしていた児童の受け入れについて、6年生まで受け入れ拡充を図っています。

【児童クラブ 概要】

施設数	25 箇所（公設公営 24 箇所、公設民営 1 箇所） ※内訳：児童館育成室 6 箇所、児童クラブ 19 箇所
利用人数	1,557 人（平成 30 年 4 月 1 日）
利用対象児童	小学校 1 年生～6 年生 保護者の就労等により放課後に保育を必要とする児童
職員	放課後児童支援員、補助員 ※放課後児童支援員は、支援の単位ごとに 2 人以上の配置が求められ、当市は独自に 3 人以上の配置としている。
開館時間	学校開設日 放課後～17 時 45 分 学校休業日 8 時 30 分～17 時 45 分 ※公設民営の児童クラブ 1 箇所については、平日は 18 時 45 分まで時間延長を行っています。
閉所日 （年間開所日数）	日曜・祝日、12 月 29 日～1 月 3 日 （年間約 290 日の開所）
施設・設備	児童の生活の場としての機能が十分に確保される場所で、面積は「児童 1 人につきおおむね 1.65 m ² 以上」が必要とされます。
児童クラブ費	5,500 円 ※生活保護世帯・就学援助受給世帯など免除規定があります。また兄弟が同時に入会した場合、第 2 子以降が 3,500 円になります。

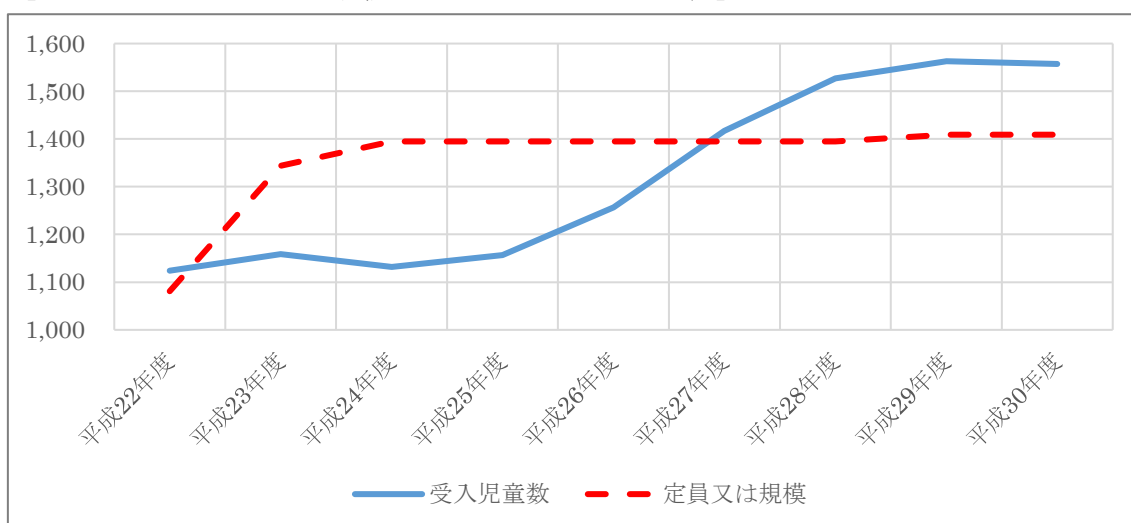
【児童クラブの規模と受け入れ児童数】

児童クラブ名	規模(※1)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
秋津育成室	47	57	67	71	89	100	101
栄町第1育成室	42	21	22	41	43	42	36
栄町第2育成室	51	28	31	44	52	51	49
富士見育成室	60	65	79	80	73	77	72
北山育成室	35	59	64	67	65	69	66
本町育成室	56	56	64	67	66	71	74
第1化成児童クラブ	70	53	56	64	72	70	76
第2化成児童クラブ	58	42	47	51	59	62	62
第1萩山児童クラブ	65	42	48	64	66	65	65
第2萩山児童クラブ	46	25	33	39	46	46	45
南台児童クラブ	70	47	51	50	62	59	66
第1青葉児童クラブ	60	53	45	59	63	60	59
第2青葉児童クラブ	60	52	44	60	60	59	54
第1東萩山児童クラブ	70	72	78	71	76	81	74
第2東萩山児童クラブ	30	30	42	41	36	34	31
第1久米川児童クラブ	70	52	54	71	73	67	74
第2久米川児童クラブ	59	47	54	59	63	57	63
第1回田児童クラブ	62	55	58	63	69	83	86
第2回田児童クラブ	31	22	22	30	31	38	35
第1秋津東児童クラブ	56	27	33	49	55	50	51
第2秋津東児童クラブ	56	29	30	50	55	50	51
第1野火止児童クラブ	70	69	72	70	75	72	71
第2野火止児童クラブ	45	46	33	32	35	47	45
久米川東児童クラブ	70	58	76	71	70	79	81
富士見児童クラブ	70	50	54	53	73	74	70
合計	1,409	1,157	1,257	1,417	1,527	1,563	1,557
入会申込みをしたが入会できなかった児童数(※2)		17	18	126	151	102	96

※1 規模は平成29年度以降のもの。

※2 平成25、26年は「入会基準を満たしていたが、入会できていない児童数」、平成27年度以降は「入会申込みをしたが、入会できなかった児童数」を記載。

【児童クラブの受け入れ規模と受け入れ児童数の推移】




(4) 児童館・児童クラブに関連するその他の事業

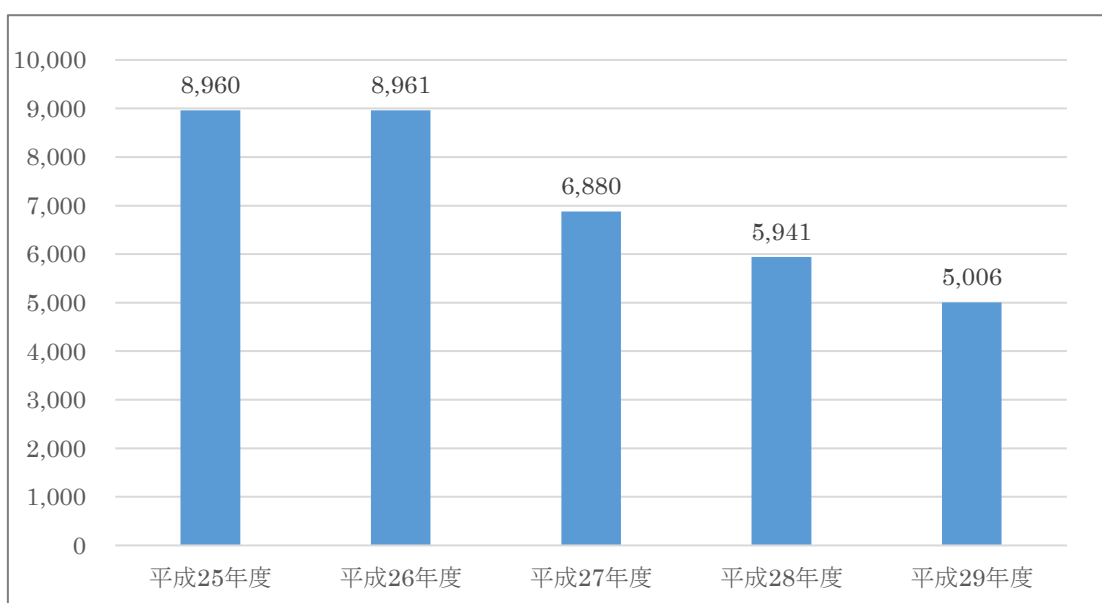
① おひさま広場

児童クラブにおいては、児童が学校に通っている平日の午前中などの時間帯を活用し、曜日や時間を限って、乳幼児と保護者を対象としたふれあいの広場として開放しています。親同士の交流の場の提供や放課後児童支援員による子育てに関する相談などを通して、地域の子育て支援を行っています。

【おひさま広場 概要】

実施場所	①萩山おひさま広場 ③回田おひさま広場 ⑤南台おひさま広場 ⑦久米川東おひさま広場	②青葉おひさま広場 ④野火止おひさま広場 ⑥秋津東おひさま広場 ⑧久米川おひさま広場
実施日	①～④ 火曜・金曜 ⑤ 火曜・木曜 ⑥～⑧ 木曜日 ※時期や学校の学級閉鎖などにより実施が無い場合があります。	おひさま広場の様子 
実施時間	10時～12時	
利用対象者	乳幼児とその保護者	
利用料	無料	

【おひさま広場年間利用者数（年間延べ人数）】



② 放課後子ども教室（教育委員会所管）

放課後子ども教室は、小学校の施設を活用し、地域住民等の参画を得て、すべての児童を対象に放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう、学習や体験・交流活動などを行う事業です。子どもたちの自主的な活動（学習・遊び等）を通して、児童の相互の関係を広げ、豊かな放課後の環境づくりを推進することを目的としています。

【放課後子ども教室 概要】

実施学校	大岱小、秋津小、青葉小、富士見小の4校
利用人数	延べ7,158人（平成29年度）
利用対象児童	実施学校の1年生～6年生（就労等の要件はありません）
開設時間	4月～9月 授業終了～17時 10月～3月 授業終了～16時30分
活動日	大岱小：毎週月～金曜日で授業と給食のある日 秋津小：毎週水曜日で授業と給食のある日 青葉小：毎週金曜日で授業と給食のある日 富士見小：毎週月曜日で授業と給食のある日

3. これまでの取り組みと課題について

(1) これまでの経過

年度	主な動き・内容
平成 20 年度	第 3 次行財政改革大綱後期実施計画において、増え続ける入会希望者に対応する「第 2 児童クラブ」の設置に併せ、民間活力の活用等を検討することを示した。
平成 22 年度	第 4 次行財政改革大綱（平成 23 年～32 年度）前期基本方針（平成 23 年度～27 年度）第 1 次実行プログラム（平成 23 年度～25 年度）において、児童館・児童クラブの運営体制の見直しを位置付けた。
平成 24 年度	国により「子ども・子育て関連 3 法」が成立。 6 月に「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン策定会議」での検討をスタートし、当市の保育基準などを示した「東村山市児童クラブの設置運営に関するガイドライン」を策定（平成 25 年 6 月）した。
平成 26 年度	国により「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令第 63 号）」が策定。併せて、平成 31 年度末までに約 30 万人分の受け入れ整備を目指すとした「放課後子ども総合プラン」が策定。 これに伴い「東村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定した。
平成 27 年度	国により「子ども・子育て支援新制度」が施行。 当市では「東村山市子ども・子育て会議」を設置したなかで、児童クラブを地域子ども・子育て支援事業の 1 つとして位置付け、量の拡充、質の確保を目指すこととした。
平成 28 年度	これまで公設公営の児童クラブ運営により事業の充実を図ることとしてきたが、現状を踏まえ、平成 30 年度から新たな運営主体による事業運営の可能性について検討することとした。 5 月に「第 2 野火止児童クラブ民営化検討会」を設置し、民間活力の導入に向けた検討がなされた。
平成 30 年度	第 2 野火止児童クラブにおいて、東村山市初の指定管理者制度による公設民営の児童クラブ運営がスタート（平成 30 年 4 月）した。 今後の東村山市児童館・児童クラブの運営等について継続して安定的に運営していくための方策等について、庁内で複数回にわたり検討を行った。
令和元年度 （平成 31 年度）	平成 30 年度の庁内検討を踏まえ、外部有識者や保護者等を交え、さらに議論を深めるために「東村山市児童館・児童クラブ運営等検討会」を設置した。

(2) 施設整備について

■これまでの取り組み

児童クラブの利用希望について、少子化の影響による児童数減少の局面にはありますが、一方で保護者の就労環境等や社会情勢の変化を背景に、一部の児童クラブでは依然として受け入れ規模を上回る入会申し込みが続いている状況にあります。

この間、増え続ける児童クラブの利用希望に対して、「第2児童クラブ」を増設することなどにより対応してきましたが、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度により、これまで小学3年生までであった対象児童が小学6年生までに拡大するなど、制度の変化も相まって、一部の学区にある児童クラブでは規模を大きく上回る児童の受け入れを行っている現状にあります。

この児童クラブの受け入れ規模については、「東村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、令和2年4月より「児童1人につきおおむね1.65㎡以上」の保育面積の要件が適用となることから、現に受け入れている児童について次年度以降も引き続き受け入れが可能となるよう必要に応じた施設整備が必要となります。

令和2年4月に向けた施設整備は、現在市内の回田小、大岱小、秋津小、北山小の4校において対応が必要となっており、今後の市の公共施設の活用方法などを踏まえ、平成29年度には「学校施設の活用の可能性」について調査を行い、平成30年度には受け入れ規模を大きく上回り、喫緊の対応が求められるこの4校について、令和2年4月開設に向けた施設整備を進めていくこととなりました。

■今後の課題

今後、児童クラブを整備するにあたっては、大型マンションの設置などによる人口流入増や学区ごとの児童数の状況変化などを踏まえたうえで、多様化する利用ニーズに注視しながら、平成30年9月に発出された「新・放課後子ども総合プラン」の考え方などに基づき、学校施設を活用した児童クラブ整備のような柔軟な対応により施設整備を進めていくことが肝要と言えます。

また、将来にわたって継続して安定的な児童クラブの運営を図っていくためには、今後の運営体制などについてもあわせて整理していく必要があります。こうした児童クラブの運営について考えるにあたっては、まずもって、児童と保護者にとって安全で安心できるものである施設とすることを第一に考え、東村山市が公として担うべき役割や事業運営の方向性などについて整理を行い、今後の方針を定める必要があります。

なお、今後の児童クラブの整備については、東村山市子ども・子育て会議における「第2期東村山市子ども・子育て支援事業計画」の策定の際に、具体的な検討がなされる予定です。

(3) 運営体制について

■これまでの取り組み

児童クラブについては、平成 27 年 4 月に子ども・子育て支援新制度がスタートしたことにより、児童クラブの設備及び運営に関して、市町村が条例を定めるにあたって従うべき基準などが国により示されました。

具体的には、小学校 6 年生の児童まで受け入れの拡充を図ることや、有資格者である放課後児童支援員を「支援の単位ごとに 2 人以上」配置することなどが、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令第 63 号）」により示されたことから、本事業については質・量の両面にわたる充実が求められているところです。

このような状況のなか、東村山市においても、平成 26 年度に「東村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定したなかで、保育面積の要件である「児童 1 人につきおおむね 1.65 m²以上」を確保するための施設整備を行うことや、放課後児童支援員の職員配置については国基準を上回る「支援の単位ごとに 3 人以上」を配置することなどにより、東村山市の児童クラブの質・量の両面から事業の充実を図ることとしてきたものです。

当市全体で職員数を増やすことが困難な現状のなか、従来の公設公営による運営体制を維持したまま、現に求められる質・量の両面から事業の充実を図ることが難しい状況にあったことから、平成 28 年度には、児童クラブを利用する児童の保護者などを交えた「第 2 野火止児童クラブ民営化検討会」を設置し、民間活力を導入した新たな運営体制についての検討がなされ、平成 30 年 4 月より第 2 野火止児童クラブにおいて、東村山市初の指定管理者制度による公設民営の児童クラブの運営がスタートしました。

■今後の課題

東村山市の児童クラブについては、保護者の就労環境等や社会情勢の変化に伴い、引き続き様々な要望が寄せられているところですが、今後、当市の児童クラブ事業を継続して安定的に運営していくため、東村山市の児童館・児童クラブの運営等における「公の役割」を明確化したうえで、状況に応じた整理・検討を行い、今後の方針を定める必要があります。

また、今後の運営体制については、令和 2 年 4 月より新規開設となる学校施設を活用した 4 か所の児童クラブにおいても同様の考えをもって運営主体を決定していく必要があり、本検討会により検討を進めたなかで得られた一定の方向性に基づいて進めていくことになります。

なお、当市の公立保育園では、市内にある 5 つの公立保育園が基幹園となることで、これまで以上に公の役割を果たしていくことが示され、平成 31 年度（令和元年度）より 5 つの基幹園による運営体制がスタートしました。こうした事例も踏まえながら、児童館・児童クラブにおいても同様に、今ある当市の様々な子育て資源を有機的に機能させるための方策などについて検討していく必要があります。

(4) その他既存サービス等について

■これまでの取り組み

その他既存サービスに関するこれまでの取り組みについては、主に以下のとおりです。

① 安全・安心な保育環境の確保

児童館や児童クラブを利用する児童や保護者が安全に安心して利用できるよう、市が定める「東村山市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」などに基づき、施設の適切な維持管理を行うとともに、必要な更新作業を行います。

② 特別な配慮が必要な児童への支援

障害のある児童や虐待の疑いのある児童など、特別な配慮が必要な児童を保育するにあたっては、市の関係機関や学校をはじめ様々な機関と連携を図り対応しています。また、子育てに悩みを抱える保護者からの相談を受けるとともに、必要に応じ専門機関へ繋いでいます。

③ 児童クラブにおける延長保育への対応

保護者の就労形態が多様化するなか、児童クラブの保育サービスについては今後益々多様化が求められています。特に時間延長サービスについては、保護者により長年その導入が求められているサービスで、時間延長サービスの実現を可能とする新たな運営体制について検討を進めています。

④ 児童館における就学前から18歳まで成長に合わせた支援

児童館は0歳から18歳未満の幅広い年齢層が利用する児童厚生施設であり、児童それぞれの成長段階に合わせた支援を行うとともに、異世代との交流を図ることのできる取り組みなどを通して、地域の子育て支援を行っています。

⑤ 保護者との連携・協力と相談支援

家庭は児童の生活の基盤であるため、保護者が安心して家庭生活を営めるように、児童の健全育成に関して保護者と連携・協力体制を築き、必要な相談支援を行っています。

⑥ 学校・地域との連携

児童の生活は、家庭と児童クラブのみでは成り立つものではなく、児童クラブを利用する児童の生活について、学校や地域の協力を最大限得るため欠かすことのできない、学校・地域との連携を図っています。

⑦ 公の施設の災害時利用

児童館・児童クラブは、児童が安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、災害時には地域の避難者の一時受け入れを行うなど、緊急時に適切な対応をとる「公の施設」としての役割も担うこととなります。災害等が発生した際には、しっかりとこの機能が果たせるように、防犯・防災に関する計画などを策定し、日頃から避難訓練等を行うことで有事に備えています。

■今後の課題

その他既存サービスに関する今後の課題については、主に以下のとおりです。

① 既存サービスの強化・拡充

当市の児童館・児童クラブについては、この間の制度の変化も相まって、事業ニーズの急激な増加による受け入れ環境の整備、児童の安全で安心な受け入れを可能とする継続して安定的な事業運営体制の構築、そして、既存サービスの充実と新たなサービスの導入など様々な課題を抱えています。

このような状況のなか、今後においても児童館・児童クラブにおける事業ニーズは多様化していくとともに、より一層強いものとなっていくことが予想されます。これらの課題を解決していくにあたっては、今後の児童館・児童クラブ運営のなかで、東村山市が担うべき公の役割や事業運営の方向性について明確にする必要があります。

② 「公の役割」の明確化

東村山市では、これまで児童館・児童クラブの両事業について、公設公営の一貫した運営体制により独自のノウハウを蓄積していくことで、様々な課題に対応しながら両事業の充実を図ってきた経緯がありますが、当市全体で職員数を増やすことが困難な現状のなか、従来の公設公営による運営体制を維持したまま、現に求められる質・量の両面から事業の充実を図ることが難しい状況となってきています。

平成 30 年度には、当市で初めての公設民営による児童クラブ運営がスタートしましたが、今後については、これまで当市が培ってきた児童館・児童クラブ運営のノウハウを活かしながら、児童やその保護者がこれまで通り安全に安心して児童館・児童クラブを利用し続けることのできる新たな運営体制について、具体的に検討し、構築していくことが必要不可欠となります。

そのためには、今ある児童館・児童クラブが有する機能のうち、どの部分を公が担うべきか、そして、将来にわたってどのように公の役割を果たしていくのかについて検討を進める必要があります。この公の役割を明確にすることで、今後、継続して安定的な児童館・児童クラブ運営につなげていくことが必要となります。